

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

1. 児童生徒の学ぶ力

(1) 学力の向上

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について 【意見】 報告書92頁 市では、学校質問紙調査の評価結果の特段の公表等は行っていない。 しかし、学校質問紙調査の「様々な文章を読む習慣を付ける授業を行ったか」という問いに対する肯定的な回答の割合は滋賀県と全国平均とに大きな差が生じており、市についても同様の傾向があることから、教育現場の意識や実践状況を示す一つの指標となっている。 また、国立教育政策研究所の公表しているデータでは、学校質問紙の結果と児童質問紙の結果をクロス集計することで、学校の教育活動と、児童生徒の教育活動の受け止め方の差異を分析するとともに、両者の相関関係の分析を行っている。</p> <p>(表：略)</p> <p>質問事項(11)と(43)については上表のとおりとなっている。 いずれの質問項目についても肯定的な回答をしている学校の方が、教科の得点についても高くなる傾向があることが確認できる。 次表は国立教育政策研究所の公表している全国学力・学習状況調査の結果の概要の抜粋であり、左側は児童質問紙の調査結果、右側は学校質問紙の調査結果を示している。 右側の学校における指導状況について、最も肯定的な回答(当てはまる)をしている学校が増加傾向にあり、その結果、児童の肯定的な回答の割合が増加傾向にあることが確認できる。</p> <p>(表：略)</p>	<p>本市においては、学校質問紙調査の結果については、滋賀大学教授に調査結果分析を依頼し、活用しています。この分析結果を基に、教育委員会として学校現場への指導助言も行っています。 さらなる開示等については、大津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>こうした統計結果は、各学校においては、全体結果と自校結果を比較分析することを通して、自校の課題を明確にすることが可能となり、教育委員会としても取組内容の学校指導への反映状況、児童成績への影響度を計る指標として活用ができる。</p> <p>市として、滋賀県、全国と比較して良い傾向の出ている質問項目や悪い傾向の出ている質問項目それぞれあることから、学校質問紙の内容も必要に応じて分析・開示等行い、学力に係る施策の検討・評価のツールとして更なる活用を図ることを期待したい。</p>		
<p>(イ) 情報開示の充実・促進について 【意見】 報告書 94 頁</p> <p>教育委員会等では学力の向上を実現すべく、様々な事項を検討し、分析を行っている。しかし、現状情報開示されているものは、「大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱」やその評価資料である「大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」を除くと「全国学力・学習状況調査の実施結果について」等であり、決して多くの情報が開示されている状況とは言えない。「全国学力・学習状況調査の実施結果について」についても、調査結果のおおまかな内容が示されているのみで、調査結果の詳細まで把握できるものではなく、また、データの公表も行われていない。大学と連携した学力調査・授業改善や光ルくん調査といった様々な取組の内容やその成果についても詳細な情報の開示はない。</p> <p>確かに、全国学力・学習状況調査により測定できる情報は学力の特定の一部であるし、情報公開による結果の序列化や過度な競争が生じないようにする等教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。また、一つ一つの取組がどの程度効果があったかどうかを測定することも難しい側面がある。</p> <p>しかし、学力という要素は市民の興味・関心の高い項目であり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要である。</p> <p>第3期大津市教育振興基本計画にお</p>	<p>本市においては、学力調査の結果を校種、教科ごとに、「全国学力・学習状況調査の実施結果について」で示しています。</p> <p>一方で、情報公開による結果の序列化や、保護者の不安をあおる結果を生まないよう、教育上の効果と影響を十分に配慮する必要があると考えております。さらなる情報開示については、大津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>いて、基本方針として「社会全体で子どもを育てます」と定めている。</p> <p>市は情報の質に配慮しつつ、教育の現状についての情報を可能な範囲で公開することで、市民や社会全体に教育の現状・課題等を理解してもらうことができ、その結果として市民や社会全体の協力が得られ、社会全体で子どもを育てることができるようになる。</p> <p>市では質問紙調査の内容の公表等を行っていないが、他の市町村ではデータの公表や分析結果の公表を行っている所がある。例えば、守口市ではホームページ上で質問紙調査の結果を全て公開しており、また、高岡市では学校質問紙の調査結果の分析を行い、その概況を示すとともに課題点等を明示している。</p> <p>質問紙調査に限るものではないが、市も教育への取組についてはホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信していくことを期待したい。副次的ではあるが、積極的な情報配信を行うためには取組の内容及びその成果を検討する必要がある、PDCA サイクルの活用促進にも寄与することが期待できる。</p>		
<p>(ウ) PDCA サイクルの深度ある活用の期待</p> <p>【意見】 報告書 95 頁</p> <p>市では、第 2 期大津市教育振興基本計画の中で学力を重要戦略の 1 つとして位置付け、それに対する施策の実行を通じて、一定の成果を得てきた。しかし、平成 31 年度（令和元年度）の全国学力学習状況調査の結果、特に国語を中心に児童の興味関心が低く、また、その傾向が過去から続いている状況がある。</p> <p>包括外部監査人の実施した全学校へのアンケート調査の結果から、学力向上のためには教員の負担軽減や業務内容の見直しを通じて、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要だということが確認できた。この点、教育委員会もこの事実を把握しており、第 3 期大津市教育振興基本計画においても課題として認識できている。</p> <p>しかし、実際に現場で指導（Do：実</p>	<p>学力向上のために、教員の負担軽減や業務内容の見直しを通して、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要であると認識しています。スクールサポートスタッフを全校に配置し、教材の印刷や配布、校内の消毒を担うことや、学校留守番電話の設定時刻の前倒しを行うことで、教員の時間確保に努めてきました。また、国語科を中心に、児童生徒の興味関心が低い状態が続いていることから、第 3 期教育振興基本計画のアクション 1 「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」にあるよう、子どもの学びの質を高めるために、一斉教授型の授業から個別最適化型の授業へ、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図っています。各教科等において、情報技術を活用して学習活動を充実させることができるよう、ICT環境の整備を図るとともに、ICTを効果的に活用した次世代型教育を研究しています。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>行) しているのは教員であり、認識した課題を解決するための施策を行った結果として現場の教員が改善や満足を感じるものとなる必要がある。課題を認識しているが、その解決には至っていないという現状・現場の声は PDCA サイクルを実行するうえで重要な事項であり、教育委員会ではこの現場の声を踏まえて、Check (評価)、Action (改善) し、次の Plan (計画) につなげていく必要がある。</p> <p>仮に総労働時間が同じであったとしても、教員が重要と考える授業研究の時間、児童と向き合う時間に対する相対的割合が高まれば大きな成果である。教員の授業・教材・児童と向き合う時間の確保こそが学力向上に必要な事項であり、そのためにも教員の業務内容の精査・重要度に応じた分類、取捨選択をこの PDCA の一環として取組改善を促進する必要がある。</p> <p>新しい教育指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。</p> <p>現場の満足感・充実感を高めることで、その結果として学力の指標が向上することが望ましい。第3期大津市教育振興基本計画を進めるに当たっては、現場の声を生かしつつ、客観的指標を用いた分析を進め、今後さらなるPDCA サイクルの活用を通じて、市の求める学ぶ力が向上していくことを期待したい。</p>	<p>今後も、学校現場の声を生かしつつ、PDCA サイクルの活用を通じて学力を向上させることができるよう努めます。</p>	

(3) 国際理解教育・外国語教育

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託</p> <p>ii) ALT が使用する ICT 機器について 【意見】 報告書 107 頁 学校における ICT の使用に関して、</p>	<p>ALT がより効率よく授業研究などができるように、各学校に非常勤講師等が使用できる PC 端末を配備し、ALT 個人の PC 端末を使用しなくてもよい環境整備を進めました。また、G</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>教員は個人のPCを学校に持ち込むことは認められておらず、市貸与のPCを使用することが求められている。一方、ALTもPCを使用する場面があるが、その場合は、教員が持っているPCを借りるか、ALT本人の私用PCをセキュリティに注意しながら使用している。</p> <p>なお、本委託契約仕様書において、ALTが個人所有するPCの使用について一定条件の下許容されている状況である。</p> <p>今回、小中学校2校でヒアリングを行ったが、いずれもALTは私用PCを利用しているとのことであった。なお、インターネット環境には接続せずに使用しており、児童生徒の氏名等の個人情報については私用PCには格納しない、データをUSBで授受する際にはセキュリティチェックを行う等の取扱いを実施しているとの説明を受けた。</p> <p>ここでALTの勤務状況を確認すると、派遣先の学校での勤務は年間160日に上っており、常勤に近い状況となっているといえる。また、教材の研究開発やICTを使った授業等、ALTにとってもICT機器は授業の実施に欠かせなくなっている状況にある。教員のパソコンを使用するといっても、所有する教員が使用している間は使用することができず、使用に制限を伴う。また、個人PCの利用に関して、セキュリティチェックを行い、USBは学校所管のものを使用するといっても、生徒の個人情報が入って個人PCにコピーされる可能性等、人為的なミスが生じる可能性を排除することができない。</p> <p>本年度、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒へのタブレットの配備が進められているところであるが、今後の更なる ICT 機器を使用した教育環境に鑑みれば、インターネット環境に入ることができない個人PCでは授業中にタブレットにおける入力結果を受信することもできず、授業として十分に機能しないのではないかとと思われる。ALT に対しても、市としてノート PC 等の ICT 機器の貸与を行い、英語教育の高度化に向けた基盤を整備するとともに、情報セキュリティにも一層配慮す</p>	<p>I G Aスクール構想により導入されたタブレット端末をA L Tも活用できるようにし、授業支援ソフトやクラウドシステムのアカウントなどにおいても、教職員と同様に発行しました。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>べきである。なお、端末整備に当たっては、英語教育に必要な十分なスペックを有していればよく、最低限のアプリケーションがインストールされていれば機能することから、機器整備に当たってはコストパフォーマンスについても考慮する必要がある。</p>		
<p>(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託 iii) ALT の活用状況について c) ALT の更なる活用効率化 【意見】 報告書 110 頁</p> <p>天津市内の小中学校において多くのALTが配置されているが、小学校、中学校でそれぞれ事情は異なっており、また学校間でも活用状況に違いがみられた。</p> <p>小学校では、ALTが担当するコマがかなり多く、アンケート結果において授業前後の打ち合わせができない、といったコメントを裏付ける結果となっている。一方で中学校全体の活用率は49.3%にとどまっており、学級当たりコマ数では小学校(33.8コマ)よりも潤沢にALTが配置されているものの(48.5コマ)、活用方法について現場が対応しきれていない面も見られた。</p> <p>どの程度、ALTを授業に参加させるかについては、各学校に一定の裁量があることは理解するが、折角のALTを有効に活用するための努力、配置コマ数の見直しは継続的に行われる必要がある。</p> <p>また、活用率が低い小中学校からは配置数を削減する等、学級当たり配置数を決定するに当たり、足元の活用状況を踏まえた配分を毎年行っていくべきと考える。</p> <p>なお、令和2年度においては、ALTの配置数を見直し、中学校におけるALTの配置数を削減することによって全体の活用率を高める変更が行われている。</p> <p>また、中学校において活用率が比較的低くなっている要因として、ALTの配置コマ数、時間割の割り当てが3月にずれ込むことから、中学校のカリキュラム編成上、ALTをうまく活用するための時間割が設定できない面もある</p>	<p>各学校の児童生徒数やALTの活用状況に応じて、配置日数を見直し、全体の活用率を高める取組を進めています。また、英語の授業がない場合においても、他教科やクラブ活動での活用を推奨しています。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>とのことである。これについては後述の複数年契約の導入等によって、安定的なALT配置体制を構築することにより、中学校カリキュラム編成において、ALTがうまく授業に参加できるような時間割の設定を考慮すべきである。</p>		
<p>(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託 iv) 複数年契約の検討について 【意見】 報告書 111 頁 現在、ALTに関する派遣委託契約は、単年度の委託契約となっており、毎年公募型プロポーザルを行い、事業者を決定している。事業者が決定されるのは3月頃であり、4月のALT派遣に向けて派遣先学校の割り当て等の調整が進められている。</p> <p>一方で、教員との関係構築、授業の進化を進めるうえで、単年度で事業者が交代する、或いはALTが交代することが、現場にとって課題となっている。中学校のALT配置に当たって、カリキュラム編成のタイミングに間に合わないことがALT活用率の低下の一因となっている可能性もある。</p> <p>ALTを活用した英語教育は、今後なくなることは想定されず、質の高い教育のためにALTと現場教員との連携が一層求められるところである。</p> <p>委託契約ではあまり例が無いとのことであるが、実質的な複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、事業者においても中長期的に質の高い教員を雇用・育成することのできる契約形態も検討してもよいのではないかと考えられる。</p> <p>これまでは、小学校の英語教育内容の見直しに伴い、英語教育に係るコマ数が増減し、必要となるALTの人数も変化していたため、単年度で契約することには一定の合理性が認められるが、今後は現状のカリキュラムでの教育が想定されるので、そのような観点からも複数年で契約することに不都合はないといえる。</p>	<p>外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託について、複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、中長期的に質の高いALTを派遣することのできる契約形態を導入しました。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業 ii) 指導員への依頼の承諾について 【意見】 報告書 112 頁</p>	<p>日本語指導員の派遣について、現在、トラブル等は発生していない状態ですが、今後の状況に応じて、承諾書等の取得について検討します。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>市は、公益財団法人大津市国際親善協会から紹介を受けた人材に電話連絡をとり、承諾を得たうえで、指導員及び学校に指導員の依頼文及び通知文を送付している。</p> <p>指導員への依頼文には、1. 児童生徒氏名、指導言語、時間数、2. 指導依頼期間、3. 指導場所、4. 内容、5. 謝礼が記載されているが、指導員の承諾については、事前の電話による承諾のみで、文書等では入手していない。</p> <p>現在依頼している指導員は従来から継続して依頼している指導員が多く、これまでトラブル等は発生していないとのことであるが、今後のトラブル等の回避のため、承諾書を入手することが望まれる。</p>		
<p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業 iv) 指導の計画・評価について 【意見】 報告書 113 頁</p> <p>日本語指導実施要項において、指導内容については、「日本語による日常会話が可能となるよう、当該児童生徒の実情に合わせた日本語指導を行う。ただし、詳細については、学校教育課と指導員が協議の上決定する。」とされている。</p> <p>指導を効果的に実施するためには、当該児童生徒の実情を踏まえ、指導の計画や方針を決め、指導を有効に行っていく必要があるといえるが、学校教育課では、指導内容については、指導員と学校に任せており、指導の計画を立てて実施されているか把握していない。</p> <p>また、同要項において、派遣時間数は、原則として週2時間（週2時間×35週＝70時間）とされている。しかし、指導実績報告書を見ると、週2時間の指導が毎月実施できているケースはなく、中には、月に1時間や2時間のみの指導や、年間合計で2時間しか指導できていないケースもあり、そのようなケースでは指導の効果がどれだけ発揮できているのか疑問である。</p> <p>また、指導の目標についても市では把握されておらず、その評価もなされていない。</p>	<p>帰国・外国人児童生徒の指導計画等については、各学校が指導員とともに各児童生徒のニーズや状況に応じて作成しています。</p> <p>帰国・外国人児童生徒への指導が効果的に行えるよう、学校が作成した指導計画等を市で把握し評価する方法も含め、現在検討しています。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>指導時間や日時については、指導員を担える人材が少ないこともあり、日本語指導員の都合による面も多いとのことであるが、まずは指導を開始する段階で、各児童生徒のニーズや状況に応じた指導の計画と目標を策定し、その評価をすることで、効果的に進めていく必要があると考える。</p>		

2. 教員の指導する力と働き方改革

(1) 教員の指導する力

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 講師の研修機会の充実の必要性 【意見】 報告書 124 頁 教育公務員特例法第 21 条第 2 項において正規教員に対する研修を実施しなければならない旨は定められているが、臨時的に任用されたものである講師についてはその限りではない。</p> <p>全ての講師の指導力が問題となるわけではないが、新卒者や現場経験の無い者が講師として現場に赴任することもあるため、講師についてもその実践的指導力は一定程度のものが要求される。教育公務員特例法が講師についての研修を義務付けているわけではないが、こうした講師についても正規教員同様に担任を持ち、教壇に立つ以上、教育を受ける側にとって両者の違いはなく、教育の質のレベルを一定以上に保たれていることが期待されている。</p> <p>この点、市は臨時的任用教員研修を用意し、その指導力の向上を図る施策を実施している。しかし、臨時的任用教員研修では研修受講中の欠員補充が行われなため、実際に講師を臨時的任用教員研修に参加させるには一定のハードルがある。実際、小規模の学校では新任の講師のフォローアップをしきれないため、新任の講師の受け入れは難しい、という意見も全校アンケートや学校現地調査の中で確認できた。</p> <p>ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の割合の増加という状況や、教諭（正規教員）に対する講師（臨時的任用職員）の割合が増加している状況も鑑みると、講師の研修機会の充実を図る必要がある。時間的余裕の確保を通じて学校長が講師を研修に送り出しや</p>	<p>臨時的任用教員に対する研修の必要性は高く、特に初めて教職に関わる場合は初任者研修と同じ対応・研修が求められますが、欠員の補充を行うことができないため、長期休業中や行事の少ない時期、時間を活用し、選択による研修も取り入れています。</p> <p>さらに、令和 4 年度からは初任者研修の聴講を可とし、希望に応じて参加できるようにします。</p> <p>また、学校からの要請に応じて若手教員育成指導員による学校訪問を行い実際の授業や指導を参観し、指導助言を行っています。</p> <p>さらに、OJTを活用した校内研修の充実を図ることで、学校事情に沿った臨時的任用教員の研修を推進できるよう各校への啓発及び推進リーダーへの研修に取り組んでいます。</p>	<p>教育センター</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>すくすくとともに、講師に対する研修のフォローアップ体制の構築が求められる。</p>		
<p>(イ) WEB を活用した研修環境の整備 【意見】 報告書 125 頁 現状、全教員必修の研修は無いが、天津市教育振興基本計画の内容や全国学力・学習状況調査結果の概要及びその対策等は全教員が理解し、教育の現場に生かすべき事項である。また、優良と認められる授業の内容・やり方等は教員の指導力向上に期待できるものであり、全教員が確認するに足る情報であると考えます。 こうした全教員が知るに足る情報はその内容を研修として整理し、それを録画することで、教員共有システム上に公開する等の方法で全教員がいつでも、何度でも視聴できる環境を整備することができる。そうすることで、各教員のスケジュールを調整する必要なく、全教員が受講可能な研修を準備することができる。モデルとなる授業を何度でも視聴し、より深度ある授業研究を行うことも可能となる。また、こうした録画研修等を活用することで、へき地でも、小規模校でも多様な研修や考え方に触れる機会を提供できる点も期待できる。 現状の市のシステム環境では上記を実現することは難しいようであるが、今後の ICT の活用はもっと推進されていくことは明らかであり、教員の研修環境についてもそういった環境変化を踏まえた対応を検討していくことが必要である。</p>	<p>天津市教育情報通信ネットワーク（O I E - N E T）を活用し、授業づくりや指導案の書き方についてのリーフレット、前年度のミドルリーダー研修のレポート、中堅教諭等資質向上研修受講者の優秀レポートなどを掲載しています。 天津市教育情報通信ネットワーク（O I E - N E T）には、システムや肖像権などによる制限もありますが、特別活動における実践映像など授業づくりに活用できる教材や資料も掲載しています。 また、マネジメント研修の研修課題の一つとして、独立行政法人教職員支援機構（N I T S）やN I T S 立命館大学センターのオンデマンド型研修の選択を位置付けました。</p>	<p>教育センター</p>
<p>(ウ) 研修の重要性の再認識と受講機会の確保 【意見】 報告書 126 頁 全校アンケートを実施した結果、様々な対応業務に追われ時間の確保が難しいことや、教員の年齢構成の不均衡からミドルリーダー層への業務負荷の集中、日々の OJT による研修の実施への弊害という問題が生じており、その結果として、これまでの経験知や優れた指導技術等の伝承に課題が生じ、学校運営そのものの困難さが顕在化していることが確認できた。 また、平成 31 年度（令和元年度）</p>	<p>専門的な教科指導の研修確保のため、教科等領域別研究会（教科等を専門的に研究する組織で、現在 4 3 部会あり、市立幼稚園、小・中学校の教員が研究を深めたい部会に所属している。）が開催する研修会に、部会長の判断で、対象教員に対し必ず参加するよう要請することができるようにしています。（今までは希望者のみ参加としていた。）また、初任者研修や教職 2 ～ 5 年次研修の受講対象である若手教員に対しては、指導力向上のため教科等領域別研究会が開催する研修会には、年間 1 回以上参加することを義務</p>	<p>教育センター</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>の学校質問紙調査の回答の中に下記の項目が含まれている。</p> <p>上段は小学校、下段は中学校の質問紙調査の結果の抜粋である。</p> <p>(表：略)</p> <p>この質問項目では、教員の研修活動への参加状況や活用状況を示しており、滋賀県の肯定的な回答の割合は小学校、中学校とも全国平均より低いものとなっている。市についても同様の傾向があることを教育委員会へのヒアリングにより確認しており、市にも同様の課題があるといえる。</p> <p>もちろん校内での研修で対応している場合もあるため、一概に悪いと断定できるものではないが、校内においても研修の時間の確保に苦勞している現状があることは全校アンケートでも確認したとおりである。</p> <p>教員の学校教育の実践的専門家としての力量は、日々の教育実践や教員自らの研究と修養により向上するものであるため、今一度研修の重要性を再認識し、研修の受講機会の拡充を図る必要がある。個々の教員については、日々の事務手続のわずかな見直しや運用方法の変更等で研修時間の確保を図り、教育委員会はその実現を図るべく、教員のサポート及び仕組みの改定等を推進し、相互に協力してより良い研修環境を整備していくことを期待したい。</p>	<p>付けています。</p> <p>さらに、ステージ研修及び中堅教諭等資質向上研修では、校内・校外に向けて授業を公開し、授業研究会を行うことで、参観したベテラン教員も指導助言をする機会となり、相互に授業力の向上を図る取組としています。</p> <p>また、勤務校で勤務状況に応じて受講できるようにオンラインでの研修を実施し、夏季休業期間中に開催する研修については、全教職員を対象に、自らの課題に応じた研修内容を選択し、主体的に参加できる機会の拡充に努めています。</p> <p>教職員の研修に対する意識の向上を図るため、管理職対象のマネジメント研修やOJT推進リーダー研修の充実を図り啓発するとともに、教職員への周知啓発に取り組んでいます。</p>	
<p>(エ) 若手教員の指導力強化に向けた取組</p> <p>【意見】 報告書 127 頁</p> <p>経験豊富なベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の採用が多い年が続く、教員の年齢構成の不均衡な状況が続くことが想定される。ミドルリーダー層となる 40 代前後の教員は全国的に不足しており、この層の教員を今後増やすことは難しい。</p> <p>そのため、今後の学校運営を支えていくのは若手教員であり、若手教員に対する学校文化の承継、教育ノウハウの伝授が喫緊の課題である。</p> <p>教員は皆授業を行っているため、若手教員が実際に指導している現場でリ</p>	<p>小・中学校の2年次から6年次までの若手教員と臨時的任用教員に対して、校長OBである若手教員育成指導員による学校訪問指導に取り組んでいます。実際の授業や事前調査票、面談を通して、学習指導や生徒指導等に関わる指導力の向上について実践的な支援に取り組んでいます。幼稚園については初任から3年次まで継続して幼稚園訪問を行い、経験に応じた支援に取り組んでいます。</p> <p>さらに、学校からの要請に応じて個別に面談や授業改善のための継続的な指導を行い、児童生徒への学習指導に悩む若手教員の心のケアや指導力向上のためのサポートに取り組んでいます。</p>	<p>教育センター</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>アルタイムに指導することは難しく、また、実際に対応しているところを見せることも困難で、ここに教育現場のOJTの課題がある、という現場の声が全校アンケートの中に見られた。</p> <p>例えば、退職した教員に若手教員の指導を依頼し、実際に授業の様子をモニタリングし、適時助言指導を行う、ということや授業の様子を映像として記録し、録画内容を事後に確認することで事後フォローアップを行う、といったことも考えられる。</p> <p>リソースは限られているが、若手教員の指導力向上が今後の教育現場の要となることから、若手教員はこの状況を理解し、自己の指導力の絶えまぬ研鑽を遂行するとともに、教育委員会は若手教員の育成にこれまで以上に注力し、研修体制の整備、業務環境の改善等を図ることを期待したい。</p>	<p>す。</p> <p>また、ステージ研修及び中堅教諭等資質向上研修では、授業を校内・校外に向けて公開すること、相互参観をすることを研修課題の一つとして位置付け、校内研修やOJTの取組としても機能させることができるような措置を講じています。</p> <p>OJTについては、特に中学校は部活動指導もあり放課後の時間を確保することが難しい状況ですが、OJT推進リーダー研修において先進的な取組や積極的な学校の実践事例を周知啓発することにより、自校の実情に合わせた実効的な運営ができるよう取り組んでいます。</p>	

(2) 働き方改革

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 勤務時間の管理・集計</p> <p>ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組</p> <p>【意見】報告書 130 頁</p> <p>現在、市では、持ち帰り時間を超過勤務申告書に記入させているが、実態に合致していない可能性がある。</p> <p>「天津市立学校園の教育職員の在在校等時間の上限に関する方針」では、「持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。」とされている。</p> <p>この点、個人情報携出簿上、資料等を持ち帰っている教職員については自宅で業務を行っていると思われるが、それに比して明らかに超過勤務申告書上の持ち帰り時間が短い等といった場合、同方針に従って、実態把握を行うとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>ICカードによる勤怠管理を実施していますが、持ち帰り時間は、教職員の自己申告となります。教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成しており、今後もマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p> <p>また、管理職を通じて持ち帰り時間の縮減に向けて、更なる取組を進められるよう指導していきます。</p>	教職員室
<p>(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組</p> <p>【意見】報告書 131 頁</p>	<p>各校において、ICカードによる客観的な超過勤務時間数を基にして、長時間勤務の原因を分析し、個々の業務</p>	教職員室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。</p> <p>「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、直近の令和元年6月分では、小学校の教職員は、①（45時間以下）46.7%、②（45時間超～80時間以下）40.1%、③（80時間超～100時間以下）10.1%、④（100時間超）3.1%となっており、45時間超が過半数を超えている。</p> <p>また、中学校の教職員は、①33.3%、②39.1%、③16.2%、④11.3%となっており、45時間超が3分の2を超えており、100時間超も1割を超えている。</p> <p>ちなみに、小学校、中学校ともに、平成30年分（4～6月）よりも令和元年分（4～6月）が①45時間以下、②45時間超～80時間以下の両方の項目で増加している一方、③80時間超～100時間以下、④100時間超の両方の項目で減少している。</p> <p>市では、令和元年度の教員1人当たり月平均超過勤務時間は、小学校37校全てで45時間以下であり、その平均値は26.0時間であった。</p> <p>また、中学校18校のうち、17校で45時間以下、1校が45時間超であり、その平均値は33.9時間であった。</p> <p>このように、市の小学校、中学校いずれも、超過勤務時間が全国平均と比べても比較的少ないものと思われるが、長時間勤務が教員の教える力を低下させてしまう可能性に鑑みると、さらなる長時間勤務の削減が望まれる。</p> <p>なお、その前提として、教職員の長時間勤務の原因を分析して改善につなげるためにも、どの業務にどの程度の時間がとられているか、また、どの業務が負担になっているか等といった分析が必要と思われる。</p> <p>超過勤務時間の削減に向けては、学校支援システム（校支援）等のICTを活用した業務の効率化・省力化、教職員の業務の平準化のほか、現在、配置</p>	<p>量の平準化や業務の偏りの解消など、業務改善に向けた取組を進めています。</p> <p>また、教職員の負担軽減を図り、超過時間勤務縮減に向けて、令和3年度から54名のスクールサポートスタッフを市内小中学校に配置しています。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>を拡充している SSS（スクールサポートスタッフ）の有効な活用等が考えられる。</p>		
<p>（ウ）働き方改革に向けた教職員の意識改革、教育・研修の充実 【意見】報告書 133 頁 教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化しているが、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」でも「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的」とされており、働き方改革を通じて教員の教える力を高め、それにより児童・生徒の学ぶ力も高まるという関係にあると考えられる。 この点、子どものためという使命感に基づき、長時間勤務を厭わないという考えがあるかもしれないが、同答申の「はじめに」で、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’ という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。」とされているように、働き方改革は子どものためにもなるという意識改革が必要であり、そのためにも教職員への研修等を通じた啓蒙が望まれる。 ところで、「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、管理職については、都道府県単位では、①（既に実施した又は実施中）は 93.6%であり、大半が既に実施した又は実施中であるのに対して、市区町村単位では、既に実施した又は実施中が半数に満たない状況であり、②（実施に向けて検討中）と③（特に取り組んでいない、取り組む予定はない）の合計が過半数となっている。</p>	<p>令和3年度から実施の I Cカードによる勤怠管理により、1か月の超過勤務時間数を客観的に把握し、その結果を各教職員に通知することにより、自らの働き方を認識し、改善に向けた意識の醸成に努めています。 引き続き、教職員に向けた働き方改革に関する研修内容を充実・改善し、より効果的な研修を実施していきます。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>また、管理職以外の教員等については、都道府県単位では、①が63.8%と大きく下がっており、市区町村単位では、①が20.7%とさらに大きく下がり、②及び③がいずれも約4割となっている。</p> <p>市では、管理職だけでなく、管理職以外の教職員に対しても働き方改革に関する研修を実施しているが、引き続き研修を続けるとともに、その内容をさらに充実・改善させる取組が望まれる。</p>		
<p>(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策 【意見】 報告書 135 頁 「長時間労働を行った津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」に従って平成30年度及び令和元年度における面接指導を受ける必要があると判定された人数のうち、面接指導を希望した人数の割合は以下のとおりであった。</p> <p>(以下：略)</p> <p>以上のように、面接指導を受ける必要があると判定された教職員のうちのほとんどが面接指導を希望していない。</p> <p>また、各学校が教育委員会に毎月提出している「時間外労働等を行った教職員に係る面接指導の実施結果等」を閲覧したところ、面接指導を希望しない理由として、疲労感がない、自己管理により健康を保っているため、休日等に休養をとることで疲労が回復できているため、疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない、等といったものが挙げられており、ほとんどの理由が同じようなものであった。</p> <p>これは、学校の負担を軽減するために、同書類において予め定型的な理由を複数用意していることに起因するものと思われる。</p> <p>実際のところ、こうした理由に基づいて面接指導を希望していない可能性も否定できないが、一部閲覧した範囲で、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間がもったいな</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>い、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といった理由が挙げられていた。</p> <p>仮に、教職員が特別休暇等で長期間休養した場合、他の教職員への負担が増大することになるし、長期間休養しない場合であっても、長時間労働が原因で教員の教える力が低下してしまうといったことは十分考えられる。</p> <p>そこで、予防策としての面接指導を有効に活用すべく、教職員への周知・啓蒙等を行うとともに、教職員が面接指導を受けてもいいと思えるような工夫・取組が望まれる。</p>		

3. 学校施設と統廃合

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性</p> <p>【意見】報告書 142 頁</p> <p>教育委員会では、適正化ビジョンにおいて3つの観点を掲げているが、各学校区における意見交換会等では、地域コミュニティにおける学校の役割の観点についての意見も多数あったとのことであり、同観点も重視している。そのため、学校統廃合に向けた具体的な検討は行われていないとのことである。同観点につき、その重要性を否定するものではないが、教育的観点についての配慮が行えているといえるか、十分に検討する必要がある。小学校6年間でクラス替えができない、運動会で切磋琢磨できない、等は教育的観点からはやはり課題であり、様々な能力・才能をもった児童と交流し、自らを高める、また、様々なことに興味・関心を持つ機会を与えるうえで、一定程度の学校規模を確保することの重要性も、児童が少なくなった地域コミュニティに対して継続的に訴えていく必要があるのではないかと考える。</p> <p>地理的に通学困難な状況に置かれているのであればまだしも、上記で取り上げた小学校は、通学範囲として常識的な範囲内に他の学校が立地してお</p>	<p>適正化ビジョンでは、「教育的観点」、「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」、「財政的観点」の3つの観点を掲げていますが、このうち「教育的観点」を1番に位置付けており、子どもたちのより良い教育環境の確保を目指しています。</p> <p>教育環境の充実策の1つとして学校統合を提示していますが、それ以外にも様々な施策を提示しており、小規模校や大規模校におけるそれぞれのメリットや課題について、地域の理解も得ながら、慎重に検討してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
り、教育的観点を考慮した、学校の一定規模確保のための統合についても教育委員会として検討が必要である。		
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>ii) 地元との十分な意見交換の推進</p> <p>【意見】報告書 142 頁</p> <p>平成 28 年に適正化ビジョンが公表され、平成 29 年に実施された各学校区における意見交換会の後、どのような取組を地元に対して行っているのかを教育委員会に確認したが、具体的な協議は一部の学区を除き行われていないとのことであった。その理由は、適正化ビジョンにおいて統廃合は選択肢のうちの一つであり、各学校区において統廃合の機運が高まっている訳ではないとの理由から行っていないとのことであった。</p> <p>適正化ビジョンの公表から 4 年が経過しているが、適正化ビジョンで示されたとおり、着実に児童数の減少が進んでいる状況にある。また、将来小学校に進学する乳幼児の数も市内で減少が続いており、適正化の必要性は高まっているといえる。</p> <p>地元の意向に十分配慮することは言うまでもないが、iii) で記載する中長期的な課題解決の観点を踏まえつつ、丁寧かつ継続的な地元との対話を進める必要がある。</p>	<p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、必要に応じて地域と意見交換を行うなど、慎重に検討してまいります。</p>	教育総務課
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>iii) 中長期的な観点からの検討の必要性</p> <p>【意見】報告書 143 頁</p> <p>学校の統廃合は、本稿で取り上げた様々な課題・論点と密接に関係しており、中長期的な観点から検討が必要となることに留意が必要である。以下では、各課題との関係性について取り上げる。</p> <p>まず、学校統廃合は、教員の負担軽減の観点から重要である。複数の小学校が存在すれば、単純に学級数が増加し、担任の数が増加するという面もあるが、各々の小学校で必ず必要となる役割（校長、教頭、生徒指導担当、いじめ対策担当教員等）がある。教員の定員数増加が難しい状況において、別</p>	<p>令和 3 年 3 月に策定した「大津市学校施設長寿命化計画」の策定目的は、老朽化した学校施設が多い中、本来であれば 50 年程度で改築していたサイクルを 80 年に延命することで予算の平準化を図ることが目的の 1 つにあります。ただし、限られた財源の中で施設の維持改修を行うには、学校施設の統廃合も 1 つの手法であり、引き続き検討してまいります。</p> <p>併せて、児童・生徒数の推移や教室の利用状況を勘案し、児童クラブ等の他の公共施設を学校に機能集約することや減築等を含め、様々な手法を検討してまいります。</p>	教育総務課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>項で記載している働き方改革とともに、学校統廃合によって、一つの小学校により多くの教員を配置することによって、教員一人ひとりが担う役割を緩和することができるのではないかと考える。</p> <p>また、学校統廃合は、教員の大量退職への対応の観点からも重要である。市の教員の年齢構成は、20代～30代前半を中心とする若手層と、50代後半を中心とするベテラン層で大きな山を形成しており、50代後半のベテラン層が今後一斉に退職することになる。今後も同じ学校数を維持しようとした場合、退職した教員数と同じだけの新規採用を行わなければならないが、その場合、採用してから学校統廃合を進めたとしても、教員の人員を減らすことはできなくなる。短期的には小学校全体での35人学級対応のため教員数の増員が必要となるものの、少子化の改善が容易に想定されない中、教員数に大きな影響を与える学校統廃合は、ベテラン層の退職が進む今後10年間で戦略的に進める必要がある。</p> <p>また、市は、学校施設の施設マネジメント方針（建替え・長寿命化・減築等）について、現在教育委員会で検討を進めているとのことであるが、長寿命化や建替えの意思決定を行った後は、当面は整備した校舎を使用し続けなければならないことになる。その後は、統廃合等の意思決定が行えないことになるため、そのような観点からも統廃合に向けた方針設定を先に進めておく必要がある。</p> <p>また、学校統廃合は財政面の問題への対応といった側面もある。少子化により、ピークの昭和57年度から約21%児童が減少しているにも関わらず、学校数は37校のまま、教員数も増加傾向となっており、小学校における35人学級への切り替えといった少人数学級等の国の施策を考慮したとしても、市の財政負担は明らかに高まっている。一方で、教育の質向上の観点（ICT教育の充実、ALTの増員等の予算捻出）から、今後更なる予算が必要になることが見込まれる。市財政全体を見た場合に、教育分野だけを聖域と</p>		

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>して予算を維持・拡大することはできない。</p> <p>以上のように、学校統廃合の議論は、教育委員会が抱える様々な課題・論点と密接に関係しており、統廃合によって生み出される人的・物的・財政的な資源を有効活用することで様々な問題解決に繋げることができるといえ、その点を考慮したうえで検討の加速が求められる。</p> <p>学校統廃合の議論において、地元の母校がなくなることに対する地元からの不満、喪失感は容易に想定されるものであり、難しい合意形成になることは避けられず、時間を要することは明白である。5年後、10年後に学校を統廃合するとしても、今から議論しておかなければ到底合意に至ることはできず、将来のタイムラインを意識した早め早めのコミュニケーション、グランドデザインの提示が重要である。</p>		
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討 【意見】報告書 145 頁</p> <p>学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。ニュータウンとして整備された地域は、どうしても年齢別の人口構成がいびつにならざるを得ず、古くは多摩ニュータウン等、他の市町村においても人口構成の変化に伴って公共施設の配置を見直してきた。</p> <p>小中学校に通学する児童生徒が減少している一方、高齢化は進展しており、高齢者のための福祉施設は逆に不足しているケースも想定される。単に学校をなくす、ということではなく、学校の代わりに必要となる公共施設の整備とセットで議論する等、学校統廃合を地域の在り方を検討する中での議論として捉えるべきである。</p>	<p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、慎重に検討してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

4. 学びの支援

(1) 学校給食

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 自校方式の給食可否の継続的な検討</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p> <p>志賀中学校では大津市と志賀町の合併以前から自校方式による学校給食の提供が行われていた。そして、合併後においても、平成 18 年 3 月の大津市と志賀町の合併協定により、例外的に学校給食の提供が続いていた。</p> <p>当該協定では「当面の間、現行のとおり」学校給食を続けることとされている。現時点で合併から 15 年近く経過していることからすると、「当面の間」は十分経過しているものと考えられる。</p> <p>志賀中学校の自校方式の給食については、平成 25 年度の包括外部監査においても廃止を検討すべきとの指摘があったが、教育委員会において検討を行った結果、継続を決定したものである。</p> <p>合併当時及び上記継続決定の際には大津市内では中学校給食が実施されておらず、志賀中学校の給食がなくなれば保護者の負担が増加する等の問題があったことを背景に、自校方式による学校給食を続けることで合意及び決定されたものと思われる。しかし、令和 2 年 1 月より、市内の全中学校において学校給食が実施されている現状においては、当該問題は生じないため、他の中学校と同様に学校給食共同調理場から給食を配送することが合理的であると考えられる。</p> <p>一方、自校方式の給食を提供している志賀中学校に往査した際、関係者からヒアリングを実施したところ、自校方式のメリットとして配送の必要がないため、温かい給食を提供できる点や、それゆえの残食数の少なさが挙げられた。</p> <p>したがって、市として改めて自校方式のメリット・デメリットを整理した上で、継続するか否か検討する必要がある。</p>	<p>当該校の給食提供方法について、自校方式からセンター方式へ変更した場合における費用についてや、運営上のメリット、デメリットについても整理中です。また、学校、保護者などとも意見交換を開始しています。</p> <p>今後はそれらを踏まえながら、教育委員会で意思決定を行う予定です。</p>	<p>学校給食課</p>
<p>(エ) 旧東部学校給食共同調理場の跡地利用</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p>	<p>現在、瀬田北小学校及び瀬田北中学校の来校者用駐車場として利用しております。</p>	<p>教育総務課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>東部学校給食共同調理場が令和元年12月より開設されたことに伴い、旧東部学校給食共同調理場跡地は現在遊休地となっている。</p> <p>令和2年度において老朽化した建物の解体設計業務が完了しており、令和3年度予算において解体を実施する予定であるが、跡地利用については検討が進んでいない状況である。</p> <p>一般事業会社であれば、固定資産の減損に係る会計基準に従い、遊休地は減損の検討を行う必要があり、遊休地は利活用方法の早期の検討を行うことが通常である。</p> <p>地方公共団体では、減損処理の検討は不要であるものの、早期に遊休地の利活用について検討を行っていく必要がある点については、一般事業会社と同様である。令和3年度実施予定の解体業務と並行して跡地の利用方法について検討を進めていく必要があると考えられる。</p> <p>今後については、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。</p>		

5. 学校現地調査の結果

①A 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>ii) 勤怠管理 a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について 【意見】 報告書 155 頁 個人情報携出簿を見たところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員がほとんどいなかった。</p> <p>確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員がいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p>	<p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しています。引き続き勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p>	<p>教職員室</p>
<p>ii) 勤怠管理 b) 長時間労働者に対する面接指導に</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>について</p> <p>【意見】 報告書 155 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勸奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由が全て「疲労感はなく、体調に問題ない」というものであった。</p> <p>全ての教員が、本当に疲労感がないという理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勸奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p>	<p>うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>a) 備品の不存在について</p> <p>【結果】 報告書 156 頁</p> <p>現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、下記の備品について、現物が存在しなかった。令和 2 年 4 月に同種の新型機に更新したとのことであり、廃棄申請の決裁を取らずに旧型である当備品を廃棄してしまったものと推定される。廃棄は決裁を得て行う必要がある。</p> <p>備品番号 002106882529-00862 品名 知能検査器 取得価格 125,900 円 取得日 平成 21 年 8 月 31 日</p>	<p>当該備品については、他の備品と合わせて廃棄申請を行いました。</p>	A 小学校
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>b) 未使用の備品について</p> <p>【結果】 報告書 156 頁</p> <p>下記の備品について、備品台帳上は同一の物が 4 台あるはずであるところ、確認できた現物は 1 台であり、シールが貼付されていないため 4 台の中のどの個体であるかが特定できなかった。</p> <p>さらに、当該備品は未使用となっている備品であった。未使用となっている備品については必要としている他の学校等への所管替の検討や、使用に耐えなくなっている場合や不要である場合には廃棄申請を行うべきである。</p> <p>備品番号 002109802529-00906 品名 無線 LAN アクセスポイント</p>	<p>当該備品の 3 台については現在どの所属でも使用されておらず、他の備品と合わせて廃棄申請を行いました。</p>	A 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
取得価格 33,338円 取得日 平成22年7月15日		

②B 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 b) 精算報告書の監査の実施について 【結果】 報告書 157 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていない。 監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p>	<p>(B 小学校) 昨年度は P T A による監査を検討していましたが、P T A との調整がつかず見送りとなりました。今年度は早い段階で P T A に監査を依頼し、実施する予定です。 (学校教育課) 令和3年10月の改正に合わせ、取扱要項を各校に再度周知しました。今後は、要項に定める様式(監査人は2名)により事前に監査を実施する旨、執行確認時等の確認項目に加え、徹底を図ってまいります。</p>	B 小学校、 学校教育課
<p>i) 学校徴収金 c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について 【結果】 報告書 157 頁 「学校徴収金要項」において、契約金額が高額となる修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品等は、公正な競争や十分な説明責任が果たせるよう、取扱業者等校内選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設けて決定し、選定委員会の議事録を作成することとされている。 しかし、修学旅行選定委員会の議事録が作成されていなかった。情報提供を求められたときには説明責任が果たせるよう、議事録作成について周知徹底が必要である。</p>	<p>(B 小学校) 今年度実施した業者選定委員会から議事録を作成しています。 今後も議事録を残すよう選定委員会メンバーにも周知しています。 (学校教育課) 令和3年10月の改正に合わせ、取扱要項を各校に周知しました。今後は、書面検査や訪問による執行確認時など、機会を捉えて周知を行い、徹底に努めます。</p>	B 小学校、 学校教育課

③C 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】 報告書 158 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p>	<p>(C 小学校) 令和3年度会計分から、2名で監査を実施しています。監査は、教務主任と会計処理に携わっていない事務職員が行います。 (学校教育課) 令和3年10月の改正に合わせ、取</p>	C 小学校、 学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>扱要項を各校に再度周知しました。今後は、要項に定める様式（監査人は2名）により事前に監査を実施する旨、執行確認時等の確認項目に加え、徹底を図ってまいります。</p>	

④D 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】報告書 159 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>(D中学校) 令和2年度会計分から、2名で監査を実施しています。</p> <p>(学校教育課) 令和3年10月の改正に合わせ、取扱要項を各校に再度周知しました。今後は、要項に定める様式（監査人は2名）により事前に監査を実施する旨、執行確認時等の確認項目に加え、徹底を図ってまいります。</p>	D 中学校、 学校教育課
<p>ii) 勤怠管理 a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について 【意見】報告書 159 頁 個人情報携出簿を確認したところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員は多くなかった。</p> <p>確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員もがいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p>	<p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しています。今後もマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p>	教職員室
<p>ii) 勤怠管理 b) 長時間労働者に対する面接指導について 【意見】報告書 160 頁 長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「自己管理により健康を保っている</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	教職員室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>ため」、「休日等に休養をとることで疲労が回復できているため」、「疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない」等)であった。</p> <p>全ての教員が、本当にこれらの理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p> <p>この点、前年度分を閲覧したところ、様々な理由が書かれており、その中には、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間がもったいない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といったものがあり、これらを踏まえた上で対策を考える必要がある。</p>		

⑤E 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】報告書 162 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。 この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。 2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>(E 中学校) 監査については令和2年度会計分から2名で行っております。</p> <p>(学校教育課) 令和3年10月の改正に合わせ、取扱要項を各校に再度周知しました。今後は、要項に定める様式(監査人は2名)により事前に監査を実施する旨、執行確認時等の確認項目に加え、徹底を図ってまいります。</p>	<p>E 中学校、 学校教育課</p>
<p>ii) 勤怠管理 a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について 【意見】報告書 162 頁 各教員は、超過勤務申告書という表計算ソフトの勤怠管理台帳を作成して管理者に提出し、管理者は、以下の方法で超過勤務時間を集計することとなっている。 また、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっている(例：45.3 時間の場合、46 時間)。</p>	<p>(E 中学校) 今年度からICカードによる勤怠管理が導入され、超過勤務時間数を客観的に把握できるようになりました。 なお、土日の勤務や持ち帰り時間については自己申告となりますが、勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、教職員に徹底しました。</p> <p>(教職員室) 令和3年度からICカードによる勤怠管理を実施したことにより、朝や放</p>	<p>E 中学校、 教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>A. PCにより把握した超過勤務時間（『SKYSEA ClientView』の解析）＋ B. 朝の超過勤務時間（『超過勤務申告書』）＋C. 土日祝日の勤務時間（『超過勤務申告書』）</p> <p>当学校では、前年度の管理者は上記のAのとおり、端末の時間解析を用いていたが、今年度になって管理者が異動で変わってから現在の管理者は上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握するようになっていた。なお、現在の管理者が上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握している理由は、端末からログイン時間を出力する方法を知らないため、との回答であった。</p> <p>また、『超過勤務申告書』の持ち帰り時間の表計算ソフトの合計時間の関数が破損しているのかそれとも値が直接入力されているのかはわからないものの、正しくない数字で表示されていたが、合計欄の数字が正しくないことに、管理者は気付いていなかった。なお、この関数が破損した持ち帰り時間合計欄を管理者は使用していなかったため、勤怠に影響はなかった。</p> <p>さらに、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっているが、前任の管理者は端数切り下げで計算していた。</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省、平成29年1月20日）では、自己申告よりも端末のログイン時間による勤怠時間の把握が例示されており、市の就業時間の把握方法についても厚生労働省のガイドラインに沿ったものであることから、管理者は規定どおりに勤怠時間を把握すべきである。また、管理者によって時間の集計方法が異なることは明らかに勤怠管理の公平性を欠いており、画一的な管理を行う必要がある。</p> <p>よって、各学校の勤怠管理者に、勤怠管理の正しい運用の指導を、再度徹底する必要がある。また、例えばタイムカードや勤怠 IC カードの導入等、より精度が高く、なおかつ恣意性の入らない画一的な勤怠管理の仕組みを構</p>	<p>課後の超過勤務時間数を客観的に記録できるようになりました。</p> <p>なお、土日の勤務や持ち帰り時間については、自己申告となりますが、各校で勤怠管理が正しく運用できるように、管理職向けの「集計マニュアル」と職員向けの「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しています。</p> <p>今後も適正な勤怠管理ができるよう継続して指導をしていきます。</p>	<p>担当課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>築することが望まれる。</p> <p>iv) 貴重品・物品管理 a) 備品の不存在について 【結果】報告書 164 頁 備品台帳よりサンプル 10 件を抽出し、実物との照合を行った。 10 件中下記の 4 件については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。</p> <p>備品番号 002358682601-00704 品名 パーソナルコンピュータ 取得価格 697,800 円 取得日 平成元年 10 月 1 日</p> <p>備品番号 002334872601-00003 品名 16 ミリ映写機 取得価格 424,033 円 取得日 平成元年 11 月 8 日</p> <p>備品番号 002339292601-00282 品名 自動かんな盤 取得価格 498,000 円 取得日 昭和 56 年 8 月 31 日</p> <p>備品番号 002339822601-00334 品名 テレビ受像機 取得価格 173,000 円 取得日 平成 5 年 11 月 4 日</p> <p>廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。</p>	<p>当該備品のうち、テレビ受像機、自動かんな盤については、今年度の棚卸作業時に実物確認ができたため、台帳に記載のままとします。 残りの 2 件については、令和 3 年 12 月に処分申請済みです。</p>	E 中学校
<p>iv) 貴重品・物品管理 c) 棚卸結果の備品台帳への反映について 【結果】報告書 164 頁 棚卸の結果、実物が確認できなかったものが棚卸リスト上明示されていたが、その後特段の廃棄処理等実施されていなかった。実物確認できなかった資産については、別の場所に紛れていないか、廃棄済みであるか等確認の上、実際に所在が確認できなかったものは適宜廃棄処理する必要がある。</p>	<p>実物確認できなかった備品について、処分申請を行いました。</p>	E 中学校

⑥F 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
i) 学校徴収金	(F 中学校)	F 中学校、

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>a) 物品購入時の見積書の入手について</p> <p>【結果】 報告書 165 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において物品の購入の際には、事前に見積書を添付し購入伺い書を提出して決裁を受けたうえで業者に発注をすること、及び 10 万円を超える支出については複数業者による見積合わせを行うこととしている。</p> <p>しかし、見積書を入手せず、請求書を添付した支出伺い書による事後決裁にて支出していた。また、10 万円を超える支出についての複数業者による見積合わせもなかった。見積書を添付した購入伺い書による事前決裁を受けること、支出が 10 万円を超える契約については、複数業者からの見積り合わせを実施することの周知徹底が必要である。</p>	<p>見積書の添付について、職員に周知しました。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>書面検査や訪問による執行確認時など、機会を捉えて周知徹底に努めます。また、訪問による執行確認時等に実態を確認し、随時改善に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>i) 学校徴収金</p> <p>b) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】 報告書 166 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。</p> <p>監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p>	<p>(F 中学校)</p> <p>令和 3 年度から保護者による監査を実施しました。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>令和 3 年 10 月の改正に合わせ、取扱要項を各校に再度周知しました。今後は、要項に定める様式(監査人は 2 名)により事前に監査を実施する旨、執行確認時等の確認項目に加え、徹底を図ってまいります。</p>	<p>F 中学校、 学校教育課</p>
<p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 長時間労働者に対する面接指導について</p> <p>【意見】 報告書 166 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員がほとんどいなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ(「疲労の蓄積を感じていないため」等)であった。</p> <p>全ての教員が、同じような理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導の有効性を認識していただけるよう周知啓発等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
である。		
iv) 貴重品・物品管理 a) 備品ラベルの貼付漏れについて 【結果】報告書 167 頁 現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、うち 2 件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの、備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。 大津市財務規則第 139 条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。	備品ラベルの再発行を契約検査課に依頼し、貼り付けました。	F 中学校
iv) 貴重品・物品管理 d) 金庫の管理体制について 【意見】報告書 168 頁 金庫の観察及び実査を行った結果、金庫の鍵が担当職員の机の引き出しに保管されており、管理簿等も作成されていなかった。 金庫の適切な管理の観点から、金庫の鍵の管理簿等を作成し、鍵の管理は管理職が行うべきである。	鍵の保管場所や方法、管理簿について検討しましたが、金庫の設置場所や主な利用者、利用頻度などの実情を踏まえると変更は困難です。	F 中学校

6. 物品管理

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
①棚卸結果の文書化及び備品台帳への反映について 【結果】報告書 170 頁 備品台帳と備品の突合については「備品管理マニュアル」に定められており、市の全学校園につき、実施が要求されている。また、確認の際の注意点において詳細に記載されており、備品台帳と備品の突合に差異がある場合は、各学校で差異内容を調査し、備品台帳が実際の備品の管理状況と整合するかを確認することとしている。 備品台帳と備品の突合については、小学校 37 校、中学校 18 校で実施されていた。ただし、実施結果の保管については、そもそも規定がないためか、備品の棚卸（現物確認）実施結果の文書化については、小学校 18 校、中学校 11 校が実施しているとアンケートに回答があったものの、残りの小学校 19 校、中学校 7 校については実施していないと回答があった。なお、学校側の作業が適正に実施されているかを確	備品の棚卸し（現物確認）について、備品の保有状況については、内部情報システム上で確認が可能であるため、他所属と同様に台帳の印刷は不要と考えています。また実施結果の文書化についても全庁的に行っておらず、学校においても同様の取り扱いとします。 備品管理全般については、出納員である学校長の元、各校それぞれで行っており、令和 3 年度から、契約検査課あてに電子決裁にて点検の完了報告を行っています。	学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>認する部署はない。</p> <p>また、学校現地調査の結果、台帳に記載の備品がない場合に、備品台帳からの除却処理が適切に実施されていなかった。備品の突合結果を適切に備品台帳に反映する必要がある。</p>		

7. 学校徴収金

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>①口座振替による徴収について</p> <p>【意見】報告書 173 頁</p> <p>学校徴収金については、合理化、事務負担の軽減、安全・確実な管理を図るため、現金による徴収でなく口座振替による徴収が有用である。学校徴収金要項においても、徴収方法として口座振替制度を勧めている。</p> <p>全校に実施したアンケートによると、学年費や卒業旅行等の積立金については、2校を除き全て口座振替による徴収であった。</p> <p>現金集金の当該2校によると、へき地校であり、金融機関が遠く、口座振替の利便性を感じないため現金にて集金しているとのことであるが、安全・確実な集金をするためにも口座振替制度の導入を検討されたい。</p>	<p>当該2校については、学校規模や地域的な特性など他校と異なる部分も多いため、安全・確実な学校徴収金の取扱いに関する適切な手法について、引き続き検討していきます。</p>	学校教育課
<p>②ドリル・ワーク等の副教材の選定について</p> <p>【意見】報告書 173 頁</p> <p>修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品は、選定委員会を設けて決定し、議事録を作成することとされているが、学年費の主たる用途であるドリル・ワーク等の副教材の決定については、特段の記載はない。</p> <p>ドリル・ワーク等の副教材の学年費に占める金額的割合は高く、その選定については説明責任を果たせるようにすべきであると考え。これらは各学校の各教科の教員により議論して選定されているが、その選定過程を記録した議事録等は、往査した学校のいずれも作成されていなかった。</p> <p>保護者への説明責任を果たせるよう、ドリル・ワーク等の副教材についても選定過程を記録して残すことが望まれる。</p>	<p>ドリル・ワーク等の選定経過を記録することは、保護者への説明責任を果たすために必要であると考えます。</p> <p>議事録の作成はしていませんが、各学校は教材を使用する前に、使用目的や採用する理由を記載した「教材使用届」を教育委員会に提出しています。</p>	学校教育課
<p>④保護者への監査担当の協力依頼につ</p>	学校徴収金に関する帳簿類について	学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>いて</p> <p>【意見】報告書 175 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において、監査は保護者を含めた構成で行うことが望ましいとされているが、PTA 等多忙な様子の保護者に対し、依頼しづらいという学校の意見もあった。</p> <p>一方、PTA の中には、役員の役割分担に学校徴収金の精算報告書の監査担当を決めているところもあるとのことである。このような事例も参考に保護者に協力を求めるよう努力されたい。また、教育委員会においても、監査の趣旨等を記載した標準の依頼文を作成して学校に配布する等、保護者への協力を依頼するための学校への支援が望まれる。</p>	<p>は、未収状況や振込先口座など児童生徒等の個人情報も含むため、在校性の保護者による監査が適さない場合もあります。ただし、外部者による監査は、客観性の確保や不正抑止の観点からも有益であるため、対象者の選定も含め検討の上、各校に周知していきます。</p>	
<p>⑤学校徴収金の保護者負担の軽減の取組について</p> <p>【意見】報告書 175 頁</p> <p>学校徴収金については、年度当初に、前年度の実績を踏まえ、各学校で1年間の支出計画を立てて徴収金額を決定し、保護者に説明したうえで徴収している。また、年度末に残金がある場合は、修学旅行積立金等の積み立ての終期がまだであるものを除き、精算して返金されているが、その徴収金額は学校によってばらつきがある。例えば、令和元年度の小学校の6年生の学年費では、最も少ない学校で年間9,130円、最も多い学校で年間36,000円である。</p> <p>各学校では、学校徴収金要項に従い、学校徴収金の使途について、年度当初に計画を立て、最低限必要な教材等だけを購入することや、複数業者より見積書を徴収すること等により、保護者負担の軽減への取組が図られているところではある。往査した学校のなかでも、複数業者より見積書を徴収することにより従来よりも安価に発注できた事例や、文化祭の催しにおいて、従来は学校の体育館にて音響設備を賃借して実施していたが、外部の音楽ホールを賃借することで、従来よりも却って安価に実施できたという事例もあった。また、保護者の経済的負担を考慮し、制服を廃止し、標準服とした学校もあるとのことである。</p>	<p>保護者負担の軽減については、学校は年度毎に購入計画を立て、最低限必要な教材を購入することなどにより、保護者の負担が最小限となるよう努めていくことが必要です。</p> <p>集金額を減らす方法については学校徴収金Q&Aでも例示し、相見積の徴収による経費の削減をはじめ、行事におけるホール利用など有用な方法は積極的に周知を図りました。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>一方で、複数業者より見積書を徴収し、比較検討すべきところ実施できていない事例も見られる等、取組不足も感じられた。また、児童生徒数の少ない小規模校において、割高となりがちな校外学習や修学旅行において、小規模校同士一緒に実施する等の取組も実施されたい。</p> <p>引き続き更なる保護者負担の軽減を図ることが望まれる。</p>		
<p>⑥部活動費について (ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて 【結果】報告書 176 頁</p> <p>学校徴収金要項において、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要領に沿って会計処理を行うこととされているが、同要項に沿うべき部活動の範囲が明示されていない。</p> <p>往査した3中学校において、事務担当者が部活動顧問より報告を受け、その収支報告書を管理している部活動費の範囲は、以下に記載のとおり、まちまちであった。</p> <p>また、収支報告のある部活動費においても、見積書が入手されていない、10万円以上の支出でも複数業者より見積書を徴収していない等、学校徴収金要項に沿わない会計処理が見られた。</p> <p>部活動費も保護者から学校が徴収する限りは、説明責任を果たし、情報提供ができる必要がある。学校徴収金要項に沿うべき部活動費の範囲を明確にするとともに、原則という曖昧なものではなく、部活動費についても学校徴収金として捉え、各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要である。</p>	<p>部活動費の学校徴収金への位置付けについては今後も引き続き検討していきますが、準公金として現金等の適正な保管と帳簿類の備え付けは必要であると考えています。今後は部活動費の会計処理方法の適正化について更に周知を強めるとともに、当課の訪問による執行確認時に合わせて帳簿類の確認を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑥部活動費について (イ) 部活動費の徴収方法について 【意見】報告書 176 頁</p> <p>全校アンケートの結果、部活動費を振込みにより徴収している1校1部活動を除き、全て現金回収にて行われている。現金による徴収は部活動顧問である教員が行っているケースがほとんどのものであるが、往査した中学校では、徴収が間に合わず、部活動顧問が立替払いしているケースも見られた。事故防止及び教員の負担軽減のため</p>	<p>事故防止の観点から現金による収納形態の見直しは必要であると考えています。</p> <p>振込入金や口座振替では手数料が保護者負担となることや、口座振替の事務手続が非常に煩雑となることなど、課題点が多いため、適正かつ効率的な徴収の手法について引き続き検討を進めていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
に、振込入金や口座振替による徴収を検討されたい。		
<p>⑥部活動費について (ウ)部活動費の縮減について 【結果】報告書 177 頁</p> <p>学年費や積立金の学校徴収金については、学校徴収金要項に従い、年度当初に支出計画を立てて徴収金額が決定され、終期が来ていない積立金等を除き、余剰がでた場合には精算して保護者に返金されている。</p> <p>一方、学校徴収金要項では、部活動費についても原則学校徴収金要項に沿うとされているものの、往査した学校の部活動費について、年度当初に支出計画を立てて徴収すべき額を計算している部活動はほとんどなく、前年度の金額を踏襲して徴収しているところが多かった。</p> <p>また、年度末の余剰残高については精算されず、次年度へ繰り越しされているが、3月末付近におけるボールやシャトル、T シャツ等の購入等、残高消化ともみられる支出も散見された。</p> <p>部活動費についても、学年費等の学校徴収金同様、支出計画を立て、計画に沿った最低限必要な部費のみを徴収すべきである。臨時的な費用の発生などにより、資金不足が発生した場合には都度保護者に説明して必要額を徴収するなどの措置を行い、また、もし余剰が出た場合には精算して保護者へ返金することとされたい。なお、その場合、吹奏楽部等楽器を保有しているために修繕費や更新費用を積み立てる必要がある部活動については、通常使う部費と積立金を区別し、通常部費の余剰は精算して返金し、積立金にあてる部費は繰越処理をする等の対応が必要と考える。</p>	<p>部活動費も学校徴収金と同様に、年度当初の支出計画に基づき徴収金額を決定する必要があります。今後は適正な予算額及び徴収金額への見直しについて各校に周知を図っていきます。</p> <p>また、年度末の余剰残高については、原則として精算及び返金処理を行うべきではありますが、部活動費については、学年費や学級費に比べ徴収単位が小規模であるため、年度ごとの部員数や大会出場回数等が予算に大きく影響を及ぼす場合があります。安定的な活動の継続と年度単位の徴収金額の急激な変動回避のためには、繰越金等の弾力的な活用も一部やむを得ない場合も見受けられます。</p> <p>繰越額については、過剰な金額や増とならぬよう、最低限必要な範囲にとどめること、また、積立金として区分して管理していくことも含め、具体的な取扱方法については、現状も踏まえながら適正な在り方について引き続き検討を進めていきます。</p>	学校教育課
<p>⑦学校徴収金要項の周知徹底について 【意見】報告書 177 頁</p> <p>平成 25 年度に実施された包括外部監査において、「平成 24 年度に「学校徴収金の取扱いに関する要項」を各学校に通知し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。」との意見を受け、教育委員会は、「平成 25 年度 包括外部監査の</p>	<p>令和 3 年度は学校徴収金要項の研修を全事務職員及び全教頭を対象に行いました。また、学校徴収金の取扱いに関する要項については累次にわたり各校への周知を図りました。</p> <p>学校事務については事務職員による共同事務化を進めており、中堅職員による初任者の指導や支援が行われています。</p> <p>令和 4 年度については、例年と同様</p>	学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>結果に基づく措置状況（平成 26 年 4 月 30 日現在）にて、今後は毎年度 10 校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供等連絡を密にしながら、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努める。」としている。</p> <p>そこで、その後の教育委員会の各学校の調査、点検状況を確認したところ、平成 27 年度 22 校、平成 28 年度 23 校、平成 29 年度 18 校、平成 30 年度 17 校、令和元年度 20 校について、学校徴収金等の執行状況の確認が行われ、検査結果がまとめられていた。また、平成 30 年度からは、検査結果に対する改善状況を、各学校に「学校徴収金等の執行状況等確認に係る改善報告書」にまとめて報告を求めるようにされており、周知徹底への取組について改善が認められた。</p> <p>しかし、今回の学校現地調査の結果、学校徴収金要項の周知徹底がなされていないケースが見られた。教育委員会によると、指摘、指導後は改善がみられるが、各学校の教職員の配置換え等により周知が図られていない面も大きいとのことである。過去には初任者研修に学校徴収金をテーマにした研修も実施されていたとのことである。</p> <p>各学校にて教職員の配置換えに関わらず、学校徴収金要項が周知徹底できるよう図られたい。また、研修に当たっては、学校徴収金の会計には専門的な面もあるため、初任者でなく中堅者を対象にして、中堅者を通じて初任者に教授するのも一案であると考え。</p>	<p>に年度当初の新任者研修及び事務職員全体への徴収金事務説明会を行う予定です。</p> <p>今後は監査体制の強化とともに、指摘の多い間違いや改善ポイントなどを適宜学校にフィードバックし、知識・理解の定着に努めていきます。</p>	
<p>⑧教職員の負担軽減への取組について 【意見】報告書 178 頁 学校徴収金について改善すべき課題が見られるが、その解消のためには人員不足による課題も大きいと考えられた。事務職員の職務として公費を取扱う業務に加え、学校徴収金の事務があるが、現在、市の学校の事務職員は、各学校の児童・生徒数の規模等に基づき公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）により、1 名また</p>	<p>現在のところ、市費単独で事務職員を配置する予定はありません。</p> <p>学校事務については共同事務化を進めており、事務の効率化に努めています。また、共同事務室においてリーダーを担う事務職員の加配について県教委に要求しているところです。</p> <p>学校徴収金については、副教材の購入廃止や学校等への備え付けによる公費化など、各学校で徴収金額の圧縮や見直しにつながる手法について通知用の Q & A などに明記し周知を行いました。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>は2名が県費により配置されている。しかし、部活動の有無や学校行事も含め、児童・生徒数の規模によらず、事務に一定の負荷がかかるものも多く、1名配置か2名配置の境界線上にある規模で1名配置の学校では特に事務職員の負荷が多いように感じた。</p> <p>滋賀県教育委員会の配置基準は、教職員の働き方改革が推進される前と変わっていないとのことである。</p> <p>滋賀県教育委員会に対し、人員の加配を要望するとともに、市において、実情に応じた独自の基準を作り、市費での人員配置も検討されたい。</p> <p>また、学校徴収金の事務について、文部科学省は、学校給食の公会計化の取組の推進に加え、徴収・管理事務についても地方自治体の業務とすることや、学校徴収金の徴収・管理については、本来は、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であるという通知を出している。</p> <p>市においては、平成27年度に学校給食費を公会計化しているが、これらの通知を踏まえ、学校給食費と同様、学校徴収金の徴収・管理についても教育委員会で担うことができないか検討されたい。</p> <p>特に、学校給食費が公会計化されてからは、口座振替による給食費の徴収は市で実施し、同じく口座振替の学校徴収金の徴収は学校で行っている。教育委員会においては、中学校全校に学校給食を取り入れているため、口座振替のための手続が、給食費と学校徴収金とで二度手間になっているといえる。また、往査した学校によると、学校徴収金の滞納者は給食費も滞納されているとのことであり、滞納している場合はどちらも滞納していることが多い傾向にあるならば、督促の手続についても一括する方が、効率性が図れるのではないかと考える。</p> <p>給食費と学年費等の学校徴収金の徴収業務を口座振替により一括徴収している他市の事例もあり、教育委員会においても、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することで、事務負担の軽減が図れないか検討されたい。また、学校徴収金と給食費の徴収業務につい</p>	<p>た。</p> <p>なお、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することについては、会計上の困難が大きく、現状ではその方針はありません。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>て、アウトソーシングするほうが合理的であればアウトソーシング化することも一案であると考えている。</p>		
<p>⑨滞納金への対策について 【意見】報告書 179 頁 学校徴収金に滞納が生じた場合、徴収していない児童生徒に対しても副教材等が提供されているため、当該児童生徒の保護者に対し債権が生じることになるが、回収できなかった場合、その分は、他の児童生徒の保護者からの徴収金で賄われることになり、保護者間で不公平が生じる。 現在、各学校では、滞納が生じた場合、滞納リストを作成し、教職員による督促状の送付や電話連絡、家庭への訪問を行いながら、生活保護費や就学援助費からの充当の申請なども行い、回収努力がなされている。 また、平成 24 年に施行された児童手当法の一部を改正する法律により、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等の徴収等が可能となったことから、一部の自治体では児童手当を活用した滞納金対策が図られている。 滞納金対策として、学校徴収金を児童手当から徴収できることは、過年度分も含めた滞納金額の減少及び教職員の督促業務の負担軽減の面で大きな効果があるようである。 教育委員会においても、学校から相談を受け、滞納金を児童手当から徴収した事例があるものの、件数としてはまだ少ない。 例えば、千葉市では、滞納金対策として、滞納が発生した場合のみでなく、児童生徒全員の保護者から、入学当初に、学校徴収金に関する同意書及び学校徴収金が滞納した場合に児童手当から支払うことの申出書の提出を依頼し、入手している。それにより、滞納が生じた場合の児童手当からの徴収が比較的スムーズに行えているとのことであり、効果的な方法であると考えている。 教育委員会においても、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策を検討されたい。</p>	<p>学校徴収金の滞納対策として児童手当からの徴収を進めていきます。また、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策について引き続き検討していきます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>⑩準公金としての取扱いについて 【結果】報告書 180 頁 市の総務部コンプライアンス推進室が定める準公金事務処理要領（以下「準公金事務処理要領」という。）においては、準公金を以下のように定義している。</p> <p style="text-align: center;">（以下：略）</p> <p>また、「準公金事務処理要領」とは別に、所属ごとに準公金を取扱う手順を「準公金取扱いマニュアル」に記載して処理することとされている。</p> <p>学校徴収金は、この準公金事務処理要領における準公金の定義の(3)その他の現金に当てはまり、教育委員会が定めた学校徴収金要項においても、「学校徴収金は保護者から信託された準公金である」としている。また、学校徴収金要項は、その取り扱う手順を記載した「準公金取扱いマニュアル」に該当するとのことである。</p> <p>一方、準公金事務処理要領では、準公金の出納保管責任者は、年度当初に準公金取扱状況一覧表を作成し、所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告するものとしてとされているが、学校徴収金についてはなされていないため、この報告が必要である。</p> <p>また、準公金事務処理要領において、各部局のコンプライアンス推進員は、あらかじめ職員を指名し、毎年 1 回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされている。現状では、教育委員会において、毎年 20 校前後の小中学校を対象に、学校徴収金を含めた準公金の執行状況を点検しているが、全校に対して毎年 1 回以上の実施が必要である準公金事務処理要領には則していないといえる。準公金事務処理要領に則した検査の実施方法を検討する必要がある。</p>	<p>令和 3 年度については、事務局による一部の学校（17 校）への訪問検査に加え、令和 4 年 2 月に近隣の学校間による相互確認を行い準公金事務処理要領に基づく準公金の検査を実施しました。今後においても監査体制の強化を図っていきます。</p> <p>年度当初の準公金取扱状況一覧表の作成及び所管部局長及び総務部長（行政管理室長）への報告については、令和 4 年度当初の実施に向け準備しています。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑪各学校の学校徴収金以外の準公金について 【結果】報告書 181 頁 学校現地調査において、外部団体である教育振興会を設置し、その通帳と印鑑を預かり、出納管理を学校が行っ</p>	<p>令和 3 年度については、事務局による一部の学校（17 校）への訪問検査に加え、令和 4 年 2 月に近隣の学校間による相互確認を行い準公金事務処理要領に基づく準公金の検査を実施しました。今後においても監査体制の強化を</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>ていた中学校があった。当該外部団体は、中学校区内の住民及び法人、団体、区外在住の同窓生、その他の有志をもって組織されており、会費を徴収し、主に学校の部活動の費用補助に支出されているが、これは、前述の準公金事務処理要領における準公金の定義の(1)外部団体等現金に当てはまる。</p> <p>また、現地調査を行った学校を含め全校に実施したアンケートによると、教職員から親睦会費を定期的に徴収し、その預金通帳を出納保管している学校が、小学校で37校中26校、中学校で18校中9校あり、これらについては、準公金事務処理要領における準公金の定義の(4)親睦会等現金に当てはまる。</p> <p>準公金事務処理要領によると、毎年1回、準公金について所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告しなければならないとされているが、これらの準公金についてはなされていない。準公金事務処理要領に従った処理が必要である。</p> <p>さらに、準公金事務処理要領において、準公金について、以下のように記載されている。</p> <p style="text-align: center;">（以下：略）</p> <p>よって、上述の外部団体の預金については、本来、その団体が自ら取り扱うべき性格のものである。また、学校が真にやむを得ず取り扱わざるを得ないものとは考えられない。さらに、当該預金を管理する事務職員や学校長等の責任・負担も大きいと考える。準公金事務処理要領にあるように、団体の自主運営を育成することで、学校では預からず、団体自らが取り扱うように図っていく必要がある。また、親睦会費についても、定期的に徴収せず、必要時に徴収するなどして、その取扱いを極力減らしていくことが必要である。</p>	<p>図っていきます。</p> <p>年度当初の準公金取扱状況一覧表の作成及び所管部局長及び総務部長（行政管理室長）への報告については、令和4年度当初の実施に向け準備しています。</p> <p>外部団体现金を含む準公金について、学校で取り扱う現金を極力減らしていくことが事務負担の解消及びリスクの管理につながると考えますので、取扱範囲の見直しについて学校への働きかけを継続していきます。</p>	